

痙攣性脊髄麻痺
強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多發性軟骨性外骨腫

白 兒

魚 鱗 癬

×多發性軟性神經纖維腫

×關節性硬化症

×色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ポルフィリン尿症

先天性手掌足蹠角化症

遺傳性視神經萎縮

網膜色素變性

黃斑部變性

×網 膜 膠 腫

先天性白内障

全 色 盲

牛 眼

×黒内障性白痴

先天性眼球震盪

青色 鞏 膜

先 天 性 聾

遺 傳 性 難 聽

血 友 病

五、遺傳性畸形

裂 手、裂 足

指趾部分的肥大症

葉 報

顔 面 披 裂

先天性無眼球症

囊性脊髄披裂

先天性骨缺損症

先天性四肢缺損症

×小 頭 症

優生手術々式其他

一、生殖を不能ならしむる外科的手術の標準術式は左の如くすること。

(一) 男子術式

イ、精管切除結紮法

精管を剝離露出し其の約二種以上を切除し各

斷端を結紮す。

ロ、精管切離變位法

精管を剝離露出し、これを切離結紮して、其

の斷端を變位固定す。

(二) 女子術式

イ、卵管壓挫結紮法

卵管を凡そ中央部に於て係蹄となし、其の兩

脚を壓挫鉗子を以て壓挫し其の部に結紮を施

す。

ロ、卵管間質部楔狀切除法

卵管峽を結紮切斷したる後、子宮角に楔狀切

開を施して間質部を除去し、原則として殘存の

卵管斷端を廣韌帶内に埋没す。

ハ、卵管全剔除去

子宮角に近接する部位に於て卵管を結紮し、

其の外方を全剔除し、殘存の卵管斷端を原則と

して腹膜にて被覆す。

以上の手術に於ては結紮絲は非吸収性のものを
使用すること。

二、手術の實施は優生手術に必要な學識經驗ある醫
師を以てすること。

三、手術を施行する場所は開腹手術を施行するに足る
設備及び收容設備を有する診療所とすること。

四、必要ありと認むる場合は手術の前後に於て生殖能
力の有無を檢査すること。

五、醫師手術實施に當り、生殖不能にして手術不要と
認むる場合又は手術禁忌其他手術不可能と認むる場
合は手術の實施を中止し其の旨を地方長官に報告す
ること。

六、妊娠及産褥の期間は手術の實施を原則として避く
ること。

農林省農林計畫委員會經濟更生部會

の安定農家適正規模調査に關する答

申

農林省農林計畫委員會經濟更生部會に就ては農林大
臣諮問安定農家適正規模調査の實施方針に關する件に
つき特別委員會を開き審議を重ねてゐたが昨昭和十五
年十二月十九日答申案の決定をみるに至つた。諮問及
び決定をみたる答申を掲ぐれば次の如くである。

諮 問

安定農家適正規模調査ノ實施方針ニ關スル件

(説明)

地方ノ實情ニ即シ農業ノ生産性高キ安定農家ノ適正ナ

ル農業規模ヲ求メントス

右ニ關スル調査方針ヲ諮フ

答 申

國民必需食糧を確保すると共に農業及農家の安定向上を計り農村人口の安定を策するは刻下の急務たり之等諸政策の實施に資するが爲には左の方針により本調査の實施をなすべきものとす。

一、調査目的

安定農家適正規模調査は新時代の農村組織に即應する安定農家即ち農業所得を以て生活の安定を得農業の生産性高き農家の農業經營規模を地方の實情に即して求むること。

二、調査方法

(一) 自然的、經濟的諸條件を等しくする地域毎に調査地域を決定す。

(二) 當該地域を代表すべき町村數箇町村全國約一、五〇〇町村を調査町村として選定す。

(三) 各調査町村毎に代表的部落々々を選び部落内全戸に付き調査すると共に部落全般の概況を調査す、調査農家約四五、〇〇〇戸

(四) 調査農家に付ては所定の調査票により聴取調査を行ふ。

三、調査事項

(一) 農業勞働力の狀況

(イ) 家族及農業従業者狀況

家族員數、農業従業者(家族、年雇)の構成

(ロ) 農業勞働日數

家族、年雇、臨時雇の農業勞働日數割合

(二) 農業生産手段の狀況

(イ) 經營面積及農場の狀況

(1) 自作別田畑の狀況

(2) 耕地分散數

(ロ) 主なる農機具の種類及利用狀況

(ハ) 役畜の頭數及畜力利用狀況

(三) 農業經營の成果

(イ) 農業收入、農業支出、農業所得

(ロ) 家族勞働一日當り農業所得

(ハ) 耕地反當農業所得

(四) 農家の所得

(五) 生活狀態

家計費を中心に生活狀態を明にす。

(六) 部落の概況

農業經營並に農家の生活に直接關係ある部落内諸事情を概観す。

特に部落共同施設規模の當該部落に於ける適否の狀況。

四、決定方法

(一) 調査地域毎に調査農家の經營機構を審査し其の地域に於ける適正なる農業經營規模主として經營面積を決定すること。

(二) 適正農業經營規模決定に當りては左記各項を綜合して之を判斷すること。

(イ) 勞働力及家族の構成

農業勞働力は家族勞働力を中心としたる構成を有すること。

(ロ) 生産手段の構成

耕地の適正配置、農機具役畜利用及農業生産

共同化等生産手段の合理的構成を有すること。

(ハ) 地力維持方法

長期に亙り地力を維持し得る自給肥料資源等に適家畜の適數量を有すること。

(ニ) 農業所得

農業收入、農業支出が適正なると共に主として農業に従事する者一人當り並に家族勞働一日當り農業所得及耕地反當農業所得の大なること。

(ホ) 農家生活

國民としてふさはしき程度の生活水準を有すること。

(三) 從來施行せる農家經濟調査、農業經營改善調査を適正規模判定の資料として活用すること。

安定農家適正規模調査實施案

一、全國一、五〇〇町村の代表的部落全戸に付左記項目により大數觀察を行ふと共に代表的農家數戸に付答申の各項に基き詳細なる調査を併せ行ふ。

二、大數觀察は昭和十三年九月農家一齊調査を基礎として之に左記項目を加へて調査す。

(一) 家族員數(従業者、非従業者)

(二) 年雇員數

(三) 臨時雇員日數

(四) 役畜農機具

(五) 稻作、麥作、養蠶の反當收量

(六) 生活程度(上、中、下)

(七) 總評

三、集計は中央にて集計し機械集計に依るものとす。

四、調査の實施は道府縣農會經營主任及道府縣經濟更

生主任官之に當り極力町村農會技術員等の勞力を省き増産の獎勵に支障無からしめんとす。

五、適正規模に關する理論の研究等は大學其の他研究機關に依頼して之を行ふ。

農林省經濟更生部の安定農家適正規模に關する調査概要

農林省經濟更生部に於ては現下緊急の農村對策への基礎資料として安定農家適正規模に關する調査を實施し來つてゐるが、適正規模調査資料第一輯として同所より發表されたるものの一부를掲載すれば以下の如くである。

一 概 説

我が國農村の經濟更生の終局の實を結ばせる爲に農村に於ける土地と人口の均衡を得せしめ、農業の生産性の最も高い安定した農家を維持創設せんとする中農化運動の必要が各方面に於て力強く言はれる様になつた。

此の農業の生産性の最も高い安定した農家を維持創設する爲にも亦内地農村の經濟更生計畫と滿洲開拓農民政策とを結合して之を一つの運動とする爲にも更に將來の農業經營指導上又農業勞働力調整上よりも安定農家の適正規模並適正經營を決定することが其の基礎要件であり最初の課題である。

勿論安定農家の適正規模を決定してもそれは一つの理想形態として一般的目的を確定するものであつて現實の安定農家の適正規模は農業經營の諸要素、社會的經濟的諸關係の變化の影響を受けるし又生産技術の發

展の程度、共同組織の充實の如何によつて異つて來る。

更に農家の生活水準を如何に定むるかにより適正規模は變化し、農産物の價格變動の影響から一度定められた適正規模は變更を要する場合もあり得る、従つて適正規模の決定に當つてはこれ等の相關關係を有する諸條件の變化を考慮する必要があることは勿論である。

斯の如く安定農家の適正規模の決定は種々の困難を伴ふものであるが經濟更生計畫樹立實行の實踐上の必要から或は農山漁村より或は農業經濟學界より種々の調査報告が齎らされたのである。

適正規模の決定の方法と其の結果に關し從來試みられた二、三の調査報告を示せば次の如くである。

二 農林省地方事情調査報告による適正規模

(一) 農業經營上に於ける農家一戸當標準耕地面積
「農業を主たる収入とし生計を維持してゐる農家であつて相當の生活(負債の少い黒字の生活)を営むには一戸當略幾許の耕地を必要とするか(以下之を標準耕地面積と稱す)と云ふ問題に對して次の如き回答があつた。之を農山漁村の別に分ちて見るに次表の如くである。

農家一戸當標準耕地面積	
全國平均	全府縣平均
農山漁村別	農山漁村別
田	田
畑	畑
計	計
町反	町反
村反	村反
一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
一〇	一〇
一一	一一
一二	一二
一三	一三
一四	一四
一五	一五
一六	一六
一七	一七
一八	一八
一九	一九
二〇	二〇
二一	二一
二二	二二
二三	二三
二四	二四
二五	二五
二六	二六
二七	二七
二八	二八
二九	二九
三〇	三〇
三一	三一
三二	三二
三三	三三
三四	三四
三五	三五
三六	三六
三七	三七
三八	三八
三九	三九
四〇	四〇
四一	四一
四二	四二
四三	四三
四四	四四
四五	四五
四六	四六
四七	四七
四八	四八
四九	四九
五〇	五〇
五一	五一
五二	五二
五三	五三
五四	五四
五五	五五
五六	五六
五七	五七
五八	五八
五九	五九
六〇	六〇
六一	六一
六二	六二
六三	六三
六四	六四
六五	六五
六六	六六
六七	六七
六八	六八
六九	六九
七〇	七〇
七一	七一
七二	七二
七三	七三
七四	七四
七五	七五
七六	七六
七七	七七
七八	七八
七九	七九
八〇	八〇
八一	八一
八二	八二
八三	八三
八四	八四
八五	八五
八六	八六
八七	八七
八八	八八
八九	八九
九〇	九〇
九一	九一
九二	九二
九三	九三
九四	九四
九五	九五
九六	九六
九七	九七
九八	九八
九九	九九
一〇〇	一〇〇

即ち一ヶ町村平均に於ける一戸當の全國平均は田一

町一反、畑六反、計一町七反を示し農村平均と一致してゐるが山・漁村平均は各一反歩宛少く一町六反である。

然るに北海道は各府縣と事情を異にする故(後述)之を除く一ヶ町村一戸當の全府縣平均につきて見るに田一町、畑六反、計一町六反で田に於て全國平均よりも一反歩少い。農村平均は山、漁村平均に比して一反歩一二反歩多く大體一町六反が生活の安定を得べき農家の耕作する平均の標準耕地面積であることを示してゐる。

次に一戸當の標準耕地面積を道府縣別に見るに、農村に於て北海道最高を示し、東北、關東、北陸、中部、東海、近畿、中國、四國、九州、沖繩と西漸するに従ひ耕地反別は減少して居る。然れども西部地方は二毛作、三毛作田ある故前述の生活の安定を得べき農家の平均標準耕地面積の一町六反は餘程考慮されなければならぬ。

尚山村、漁村に於ける標準耕地面積につきて見るに、北海道は依然大にして大體西漸するに従ひ減少するも各府縣に於て夫々の特殊性を有し必ずしも農村に於ける如き傾向を見ない。

今試みに現在我國に於ける農家一戸當耕地面積を見るに、(第一表参照)全國平均は一町一反、全府縣平均は九反である。即ち北海道の四町八反を最高とし東北地方及東京以外の關東地方及新潟、富山、福岡、佐賀、熊本、宮崎等の諸縣は一町五反——一町、其他は九反——七反にして、山梨、和歌山、廣島、香川等の六反を最小面積として居る。

更に之等を前記農山漁村に於ける一戸當平均の標準